

【留学生以外の学群生】
授業料免除となる家計の収入限度額及び学力基準について
（2019年度以前入学者）

2023.02.16

留学生以外の学群生は、世帯の収入及び本人の学力により判定されます。高等教育の修学支援新制度における授業料免除と筑波大学の授業料免除、それぞれの基準があります。

2019年度以前入学者については、新制度での授業料免除に上乗せする形で、大学独自に免除額の補填^{ほてん}を実施しています。給付型奨学金対象外（新制度対象外）となった学生についても、大学独自に免除を実施しています。

【高等教育の修学支援新制度における授業料免除の収入・学力基準】

新制度における授業料免除と日本学生支援機構の給付型奨学金の対象者の要件は一致しており、給付型奨学金を申請する（申請した）者については、本人同意のもと、日本学生支援機構のシステムを通じて対象支援区分の情報が大学に提供されます。

基準について知りたい場合は給付奨学金案内または下記 URL を確認してください。

- 日本学生支援機構 申込資格・選考基準

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

- 日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

【筑波大学の授業料免除における収入基準（2019年度以前入学者）】

大学独自の免除の対象となる「収入限度額」は、収入の種類（給与収入・給与外所得）、世帯の構成、通学形態、奨学金等の事情が考慮されるため一概にはいえませんが、ここでは、世帯の収入が給与収入だけの場合（ア）及び給与外所得だけの場合（イ）を下表にそれぞれ示します。

大学独自の免除は、予算が限られているため、基準該当者の人数によっては収入限度額内であっても、新制度の免除に上乗せする補填がなされない場合があります。また、特別控除額等によっては、収入限度額外であっても補填がなされることがあります。

ア. 給与収入のみの場合の免除対象となるおおよその収入限度額

家族構成	収入限度額（千円）			
	学群（一部免除）	博士前期課程相当（一部免除）	博士後期課程相当（一部免除）	博士後期課程相当（全額免除）
1人世帯	3,270	3,480	4,510	2,800
2人世帯	5,300	5,640	7,040	4,550
3人世帯	5,880	6,280	7,690	5,050
4人世帯	6,550	6,850	8,280	5,620

（注1）給与収入とは、俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）で、源泉徴収される前の金額です。

イ. 給与外所得の場合の免除対象となるおおよその所得限度額

家族構成	所得限度額（千円）			
	学群（一部免除）	博士前期課程相当（一部免除）	博士後期課程相当（一部免除）	博士後期課程相当（全額免除）
1人世帯	1,670	1,820	2,540	1,340
2人世帯	3,100	3,340	4,480	2,560
3人世帯	3,500	3,780	5,110	2,910
4人世帯	3,970	4,270	5,700	3,310

（注2）給与外所得とは、（事業収入や雑収入（利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、養育費等））で、事業収入や雑収入の所得は、当年3月に行った確定申告で、必要経費を控除した所得金額（雑損控除や社会保険料控除を差し引く前の金額）です。

<ア、イ共通>

（注3）全額免除となる収入限度額は、予算状況によります。

（注4）収入限度額の例は、以下のような家族構成で算出されています。

- 1人世帯（学生(本人（留学生以外）・自宅通学)）
- 2人世帯（父又は母、学生(本人（留学生以外）・自宅外通学)）
- 3人世帯（両親、学生(本人（留学生以外）・自宅外通学)）
- 4人世帯（両親、学生(本人（留学生以外）・自宅外通学)、公立高校生(自宅通学)）

【筑波大学の授業料免除における学力基準】※日本国籍、永住者、定住者等

学力の基準については、日本学生支援機構の給付型奨学金の採用基準と同じですので、下記 URL を確認してください。修業年限超過者も超過理由によっては大学独自の免除（補填）を受けられますので、申請のしおりを参照してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

※日本国籍でない学生のうち、「高等教育の修学支援新制度」の認定要件を満たさない在留資格（「家族滞在」等）の者に係る学力基準は、下記のとおりです。

- ・新入生（編入生も含む）は、本学の入学者選抜試験の合格をもって優秀とみなす。
- ・在學生は、定められた単位を修得し、かつ成績の平均値が 3.2 以上 であること。ただし、医学群医学類の 2 年次以上の学生は、当該学類において定める各年次の標準の修得単位数を修得していること。
- ・平均値の算定は、成績評語の A+ 及び A は 5 点、B は 3 点、C は 2 点に換算し、次の算式により算出する。

$$\frac{(A+ \text{及び} A \text{の単位数} \times 5) + (B \text{の単位数} \times 3) + (C \text{の単位数} \times 2)}{\text{総 修 得 単 位 数}} = \text{平均値}$$

専門学群・学類及び大学院の修得単位数

年 次	修得単位数
専門学群及び学類 2 年	31 単位以上
専門学群及び学類 3 年	62 単位以上
専門学群及び学類 4 年	93 単位以上